

令和5年度第1回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和5年5月31日（水）10：00～11：30
2. 場 所：ときわ会館5階 小ホール
3. 出席委員：15人（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合
大熊 聖也	埼玉県企画財政部交通政策課
大野 政子	住民又は旅客
兼山 和夫	福祉局長寿応援部
川邊 明里	福祉局障害福祉部障害福祉課
清水 孝夫	埼玉県個人タクシー協会
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
田辺 裕行	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
富澤 文雄	福祉局長寿応援部介護保険課
中山 舞	社会福祉法人久美愛園
西淵 亮	福祉局障害福祉部
増野 美七海	埼玉運輸支局
山本 宏	社会福祉法人さくら草
吉田 亀司	福祉局生活福祉部
4. 欠席委員：1人（敬称略・50音順）

明石 幸世	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
-------	-------------------------
5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

(1) 一般社団法人 ジーバー

(2) 社会福祉法人 埼玉福祉事業協会

新規登録の申請に係る協議について

(1) 特定非営利活動法人 かぐや姫

3 報 告

・ 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

・ 令和4年度下半期輸送実績報告について

4 閉 会

【配付資料】

○令和5年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○令和5年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和5年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（一般社団法人 ジーバー）

○資料2 更新登録申請書（社会福祉法人 埼玉福祉事業協会）

○資料3 新規登録申請書（特定非営利活動法人 かぐや姫）

○資料4 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○資料5 令和4年度下半期輸送実績報告について

○参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 ジーバー）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 ジーバー 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

吉田会長 福祉有償運送の事業をされていく中で、事業者の視点で感じていることなどはありますか。

事業者 この事業はそもそも収益がそれほど上がらないうえでの事業運営だと認識して始めてはいるのですが、実際お客様を乗せて事業をしていると、思った以上に経費がかさむという印象です。特に燃料費が相当かさむというのが厳しいなというのがありまして、お客様のほとんどがご自宅から病院の利用をされる方なのですが、比較的近い自宅から 1 km ないところでご乗車される方が多くて、いったん病院まで運んでそれから一度事務所に戻って、そこからまたお迎えに行くという形を取っているのですが、そうなるとうとガソリン代が想定していたよりはだいたいかかっているなという感じがします。ちょっと経営的に持ち出しがあるなという印象ですが、お客様がありがたく乗っていただけるので、それがやりがいとして今すごく感じているところです。経営状況が大変だなというのと、あとは福祉有償運送という事業があまり知られていなくて、まずこれがどのような事業かを事業主側が説明しなければいけない状況でなかなか広まっていけないというか、せっかくいいシステムがあるのに高齢者の方に周知されていないなという印象がありますので、市や県で周知というか、市報に載せるなど背中を押していただけるとありがたいかなと思います。

吉田会長 今お話のありました事業の周知については、市の方でも検討して取り組んでまいりたいと思います。

山本委員 事業を継続していくということは非常に難しいことだと思うのですが、持続可能な経営の仕方とか、何か他の福祉サービスを絡めてやるというようなことを考えていらっしゃいますか。

事業者 考えたいなと思っはいるのですが、福祉有償運送という枠の中でなかなか広げていくのが難しいというのが現状で、要介護や要支援、身体障害者

の方などと高齢者を誰でも乗せられるわけではないので、しかも一回に乗せられる人というのが大人数は乗せられるわけではなくて、その人だけを乗せて運送していくような形なので、そのなかでどうやって他の何か自主事業と絡めてやっていけるのかが今模索しているところです。何人か、2、3人とかを乗せてどこかレク、レジャーに連れていくとかそういうものができればいいのですけれど、制度上の中ではそれも難しく、何かないかと考えているところです。

山本委員 ありがとうございます。もう一つ、事業の周知のことですが障害者福祉の場合、障害者生活支援センターなどの各相談事業所からの紹介で、通学や病院に行くのに困っているなど、相談事業所から事業者に依頼があるという形があり、逆にちょっと応えきれないという問題もあるのですが、高齢者の場合には包括支援センターの方に周知されているのかどうなのか分からないのですが。包括支援センターの方で周知する方法があるのかどうかいかがでしょうか。

事務局 福祉有償運送を所管する福祉総務課から本事業を高齢介護部門に特に周知するということはしておらず、高齢介護部門からも福祉有償運送の周知に関するお問い合わせをいただいている印象もございません。

事業者 そういうところにもお声掛けの文章を作ったり、あるいは伺ったりして、自分たちの福祉事業を含めて声掛けは考えてはいるのですが、なかなかこの事業自体が営利の出る部分ではないので、実のところ一つ仕事を持ってもう一つ福祉事業をやっているというのが実態ではあります。そういう行政からのお力添えもいただければと思いますし、自分たちからも周知していかなければ生き残っていけないのではないかと思います。

吉田会長 山本委員、事業者の方、貴重なご意見ありがとうございます。垣根を超えた周知を市の方でも真剣に取り組んでいく必要があるかと思いますし、事業者様もそういった周知の努力をなさっていただくということも大切なことだと思います。

大熊委員 ジーバー様というより協議会への質問になってしまうのですが、前回の新規登録の際に特に協議なく運送の対価の部分でタクシー料金の概ね2分の1を超えていたと事務局より伺ったのですが、令和4年度の協議会でタク

シー料金の概ね2分の1を超える事業者については、個別での協議の結果認めると判断したことがありましたが、今回は協議会として個別対応になるのでしょうか。燃料高騰であったり経営が難しいなど重々承知したうえでの発言となりますがお伺いしたいと思います。

伊藤委員 概ね2分の1の範囲を目安としてという国土交通省の通達を元々私たちは前提にして協議を進めてまいりましたけれども、ジーバー様の料金は概ね2分の1に相当近いというか、昨年度のケースは結構2分の1を超えていますねということで話題となったのですが、ジーバー様の場合は本当に僅かで概ね2分の1の範囲内を目安とするにそもそも該当していたのではないかと捉えています。したがって特段個別案件ではなく、そのまま承認されたのではないかと認識しております。

事業者 一部2分の1を超えるところはあるのは事実なのですが、概ね2分の1の範囲内で運営できるよう細かく計算して料金表を作っておりますのでご承知いただければと存じます。

伊藤委員 2点あります。ジーバー様の福祉有償運送以外の事業があるのか、つまり収益が上がらないので継続が難しいというお話がありましたが、何か別の事業があってやりくりできそうなのか、どのような事業をされているのかお伺いしたいというのが一つです。もう一つは、迎車回送料金が発生する場面がどのような時かを教えてください。先ほど、病院に送って行き、一度事務所に戻ってまたお迎えに行くというお話をされていて、それもあって、かつ燃料高騰もあって厳しいというお話だったと思います。その流れの中で、どの場面で迎車回送料が発生するのか教えていただけますでしょうか。

事業者 最初のご質問ですが、この事業とは別の、自分の生活をするための仕事はしています。

伊藤委員 一般社団法人ジーバーとしては他にないということですか。

事業者 ないです。他に色々考えたいとは思っているのですが、なかなかそこまで手が回ってなくて、ジーバーとしての仕事はこれだけです。2番目のご質問ですが、例えばジーバーから自宅にお迎えに行く時は迎車料として1回150円をいただきます。それで例えば病院に行って、車を待機してい

てくださいと言われる方も稀にいらっしゃるのですが、その時はそこで待機をしているだけなのでそれ以上かかることはないですが、一旦戻ってまた来てくださいと言われた場合にはまた150円かかってくるという形で、往復で300円かかるという計算になります。片道だけしか乗らない方に関しては150円までの迎車料でやらせてもらいます。

伊藤委員 片道だけしか利用希望しない人はご自宅にお迎えに行くところで1回迎車回送料が発生して終わり、そして病院などに行って帰りもお迎えに来てくださいと言われた場合は、1回事務所に戻って2度目の迎えがあるから合計2回分で300円になるということですね。ありがとうございました。ちなみに情報提供ですが、複数乗車も申請をすればできますし、何人かでのお出かけ企画のようなものは他の事業者さんでもやっているところはあって、それで収益を上げられるかは別ですが、楽しみのために参加費を皆さんからもらうということは可能です。複数乗車のほうは福祉有償運送として2人、3人一緒に乗せますという申請が可能ですので、効率よく運行したいということであれば申請されればと思います。

事業者 それはどこに申請すればよいですか。

伊藤委員 この協議会になります。結構手間がかかるので更新と更新の合間に複数乗車をするためだけに申請する事業者さんはあまりいないですが、途中でも申請できます。複数乗車用の運送の対価を協議会に申請すれば、それをもって複数乗車を開始できます。

事業者 ありがとうございます。是非させていただきます。

富澤委員 会員数の中で、結構要介護認定者・要支援認定者の方がいらっしゃるのですが、訪問介護事業所として指定を受けてそういった事業をやられるという事は考えていらっしゃいますか。

事業者 今のところ考えていません。

○一般社団法人 ジーバー 退室

○一般社団法人 ジーバーの申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 埼玉福祉事業協会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 埼玉福祉事業協会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 吉田会長 福祉有償運送の事業をされていく中で、事業者の視点で感じていることなどはありますか。
- 事業者 当法人は入所施設、就労系の障害者の方の支援を行っている法人となります。そのうえで入所されている方ですとか、3月末で休止しているのですが居宅介護事業というものも行ってございまして、そちらを行ううえで、何分にも当法人は西区の塚本町で交通の便がすごく悪いところで、バスも1時間に1本あるかないかという環境なので、一般的な公共交通機関を使ってお出かけするのが難しい立地条件の場所にありますので、そういった利用者様の外出をサポートしていくことをメインでやっております。
- 山本委員 入所施設をやられていると思いますが、有償運送のお客さんとして入所施設の利用者の方の利用もありますか。
- 事業者 基本的に入所と言いましてもグループホームの方などはサービス内容・形態が変わっていますので、通常の入所の方ですと外出支援という形でそうしたサポートはしていませんけれども、グループホームに入所されている方になりますと本来外出というのは移動支援ですとか、そういった居宅介護とか定期支援のサービスを受けて外出をするというのができますので、今ちょっとそちらのサービスができないということで、どうしてもお買い物したいところが交通の便が悪く結構離れているところだったりしますので、そういった移動の時だけお手伝いするという形になります。
- 山本委員 入所施設の入居者の方はそもそも利用していないということですね。
- 事業者 そうですね、ご希望があればサービスはさせていただきますけれども、基本的にご家族の方がその日だけ外出の希望を取られて一緒にお出かけすることが多いです。
- 伊藤委員 去年さいたま市の方でホームページに福祉有償運送の団体さんの情報を公開するというのをしていただいたのですが、利用したい人たちができるだけアクセスしやすいようにどのような書き方がよいか、この協議会でも協議したのですが、そういったものを見てお問い合わせが来ることというご経験はありますか。

事業者 何件かございました。ただどうしても日にちの都合が悪かったり県を跨ぐ依頼だったり、それが片道だったりしたものであったので、ちょっとお断りしたことはありました。

伊藤委員 書類全体を拝見して、基本的にはグループホームの方を対象としているとか、元々制度内のサービスを利用されている方のための福祉有償運送かなという印象を受けたのですが、人と車が空いていて可能でさえあれば、そういった新しいお問い合わせの単発のものも利用登録を受け付けていいとお考えですか。

事業者 今までですとどうしても居宅介護のサービスが優先されて、そちらの合間でサービスを行っていたという形になってしまっていたので、どうしても福祉有償運送の利用を希望される方を優先できませんでしたが、今後はかなり余裕が出るのではと考えております。

○社会福祉法人 埼玉福祉事業協会 退室

○社会福祉法人 埼玉福祉事業協会の申請について、全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 かぐや姫）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 かぐや姫 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

吉田会長 この度、福祉有償運送を新たに登録しようとした経緯などをお話しいただければと思います。

事業者 昨年秋頃からNPO法人を立ち上げて頑張ろうと定例会を開いておりまして、その中で利用者の相談支援員の方々から、福祉有償運送を必ず取ってほしいという意向があり、背中を押されたというか決断をしました。

伊藤委員 2点ありまして、対価の設定なのですけれども、事業の内容としては障害者生活サポート事業もおやりになるように見えたのですが、生活サポート事業を使って福祉有償運送事業を行う予定があるとすると、他の団体さんは生活サポート事業を使った対価の設定をされていらっしゃるようです。皆様の場合は今後そのようにされるのか、今回されていないのはどういうことかが一つです。

事業者 生活サポートの依頼がなく、我々も福祉有償運送と生活サポートが一体となっていることは存じていますので、今後生活サポートの依頼がありましたら、1週間か2週間で出ますよと聞いていますので、やっていこうと考えています。

伊藤委員 生活サポート事業をした方がおそらく団体さんへの収入は確保できると思いますし、運送の対価を変更する申請はすぐにはできないので、生活サポート事業を始める手続きと、こちらの対価の申請とを両方しないといけない点だけお忘れのないようにしていただければと思います。もう一つ、今回の申請はさいたま市のみになされていて、戸田や他の運営協議会には申請していないということよろしいでしょうか。

事業者 メインはさいたま市で事業を行っていますが、利用者の方に戸田、川口、蕨市の方がいらっしゃいますので、7月に開催予定の3市合同の協議会にも申請予定です。

清水委員 素朴な質問ですが、初乗り1km50円の設定で儲けはありますか。

事業者 儲けを考えると難しく、ご要望に応え、相談支援員とも相談して利用しやすい環境を構築するべきかなと考えております。

○特定非営利活動法人 かぐや姫 退室

○特定非営利活動法人 かぐや姫の申請について、全会一致で合意

●報告事項について

○事務局より、軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について、資料4に基づき説明

○事務局より、令和4年度下半期輸送実績報告について、資料5に基づき説明

⇒キロ単価で事業者によって大きな差が生じているとの指摘があり、事務局より埼玉県とも協議して様式の書き方を見直していきたいと回答する。

以上